

平成23年度 第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成23年5月27日（金） 午前10時00分～午前11時50分

【開催場所】 高崎市役所・第21会議室（2階）

【出席委員】 計18名

委員 井上 昭子	委員 井上 謙一	委員 井上 光弘
委員 岩田 満	委員 江原 洋一	委員 大川原 紀美子
委員 大河原 重雄	委員 大屋 幸枝	委員 長壁 真樹
委員 金井 敏	委員 駒井 和子	委員 神保 健一
委員 田端 俊一	委員 平野 勝海	委員 藤田 東洋子
委員 松本 富佐子	委員 三木 富司	委員 吉池 松枝

【欠席委員】 計5名

委員 曾根 哲夫	委員 高木 高臣	委員 竹部 省三
委員 中島 英明	委員 紋谷 光徳	

【事務局職員出席者】 全29名

長寿社会課長 清水敏博 介護保険室長 青山路子
担当係長（長寿社会課）新井史代 都丸知子 福島優 小山治子
（介護保険室）田村洋子 佐鳥久 生方忠義 宮下明子 前田恵子
各支所担当職員 10名
他事務局担当職員 8名

【公開・非公開区分】 公開
傍聴者4名

【所管部課】 福祉部長寿社会課

【議事等】 1) 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について
2) 介護保険運営協議会での検討課題について
3) 日常生活圏域別課題検討会議の開催について
4) その他

議事1 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について

議長 それでは、議題の（1）ということで、高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について資料1、資料1の補足資料、資料2について、事務局より説明をお願いします。

—高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について事務局より説明（会議資料1・資料1補足資料・資料2参照）

議長 今の説明も踏まえてご意見、ご質問等あればお願いしたいと思います。いかがでし

ようか。

委員A P7の2-5-2に敬祝祝金、敬祝訪問を変更するとございますが、今まではどのようなことをやっていて、それをどのように変えるか、ということの説明いただければと思います。あともう1点、長寿センターの取扱いについてです。私も利用させていただいております。同じく2-6-2の資料です。そこに現状を継続するとありますが、現状で満足できるのか、そのあたりをお聞きしたい。以上です。

議長 2点ですね。敬祝訪問についてこれから見直しが必要。現状がどうで、どういうふうにしていく方向性があるのか、これから議論することも踏まえてですが、もし原案があればお願いしたいということと、長寿センターの件ですね。高崎市は長寿センターが各地区にありますけれども、今までの扱いを継続するということですが、どのようにしていき考えるのか、ということですね。いかがでしょうか。もし、すぐに出なければ、ちょっと担当の方で検討しておいていただいて、次の質問等の後でということでもよろしいでしょうか。それでは他にご質問ご意見お願いいたします。

委員B 65歳になると保険証が郵送されてきますが、保険証の使い方の説明というのがもう少し丁寧であってもいいのかなという気がします。それからもう1つは介護保険料。私は3月が生まれですが、3月の介護保険料を払ってくださいというのが、4月にまいりました。ところが私、3月の月給はもらっておりまして、その明細を見ますと、3月分の明細の中の介護保険料というのは支払われている。それで、疑問に思いまして、私の勤めているところの事務に聞きましたところ、保険料というのは2月分を翌月に払っているので、3月分は支払わなきゃダメですよというお話を伺ったのですが、いきなりぼんと介護保険料は3月分支払ってくださいという手紙だけがきました。この次からは年金で天引きしますよという通知でした。今まで、全部給料の中から支払われていたものですから、もっと丁寧にさせていただきたい。私はある程度介護保険というものをわかっているつもりですが、一般の方々にとってみれば非常に混乱するのではという気がしました。

それからもう1点は、監査指導なんですけれども、昨年、私の施設で監査指導を受けましたが、その時に県の方と高崎市とご一緒していただきました。今度高崎市になるということなので、お願いしておきたいのですが、昨年、受けた指摘で風水害に対する避難訓練をするよう指導がありました。私のところのまわりを見ますと、もし風水害が起きたとしたら、地域が全滅すると思うのです。そういたしますと、これに対して、火災のみならず天変地異に対する訓練をと指摘されましても、どんな避難訓練をしたらいいのかわからなくなる。ですから、監査指導なされる時には実際に現地を見て、このようなアドバイスが本当に必要だということを指導していただきたいと思いました。

議長 今、委員から2点ありました。介護保険の制度のPRということをもう少しきちんと市民に説明していただいたらどうかということですね。これは事業評価の方でいくと1-3-1というところになるのだと思いますけれども、介護保険制度に関する情報の提供ですね。実際の保険証の使い方とか保険料の支払い方。このへんをもう少し丁寧に説明をしたらいいのではということ。監査指導についてですけども、今度は、指導監査課というところへ一元化されるということになりますけれども、適切なアドバイスをしていただきたいという要望に近いものだと思います。これについてはいかがでしょうか。

事務局 介護保険の保険証につきましては、5年前までは高崎市が購入した「介護保険のしくみについて」という小さな冊子を介護保険証と一緒に郵送させていただいておりました。ただ、大変費用がかかるものでございまして、予算の都合上でこの部分の費用を一切、切られてしまったものですから、現在、職員が手刷りで保険証の中にA4版の両面印刷したものを挿まさせていただいております。その中に必要最低限のことしか書くことができないものですから、介護が必要になった時にこの保険証をお使いいただくものであるということ、あと、保険料につきましては納付書で請求をさせていただいておりますが、前の月の分を翌月の1日に処理をさせていただくという関係で、誕生日が到達した月の分から保険料をお支払いいただくわけですが、翌月の1日に賦課処理をさせていただきますので翌月の請求になってしまいます。保険証は、年齢到達月にお送りをさせていただいておりますが、保険料の請求については翌月の請求になってしまいます。

また、保険料の方は前年の所得を見させていただく関係で、4月、5月、6月は賦課がございません。前年の所得が確定してから7月以降に年間の保険料を決めさせていただくということで、その間に特別徴収については仮徴収ということで前の年度の保険料を暫定的に使わせていただき、仮に天引きさせていただいたりというように非常に被保険者の方々に理解が難しい仕組みになっております。どこの年金から自分の保険料がいくら引かれるんだということがなかなかわからない。所得、年金の支給額が変わらないのに保険料は変わっていく。年間の保険料は変わっていないけれども、一年を通して引かれ方が変わる。前半の特徴額と後半の特徴額と変わってくるので、そういった仮徴収と本徴収の期間で金額の変動があるような保険料についての仕組みを説明するには紙1枚ではとてもご理解がいただけないような状態になっており、年度の当初賦課をさせていただいた時に、あなたの保険料はこういうふうに決まりましたということで冊子を挿まさせていただいて、決定通知書を送らせていただいているという状況でございます。

サービスの受給についても、介護が必要になった時にこういった手順でこういうふうに申請をしていただきたいということまで細かく記入をしたいところですが、これ以上中身を増やすと郵送料も上がってしまいます。今現在、84,300人の被保険者がいまして、その方達に全員に通知を差し上げるということで、1件の郵送料も10円でも安く抑えたいということで職員が一生懸命手刷りでなんとか対応できないかということで考えさせていただいております。理解していただきにくい部分につきましては、もう一度表記の仕方を検討させていただきたいと思っております。ご迷惑おかけしております。よろしく願いいたします。

議長 制度の周知ということについては、財政的な問題もあるということですが、でも中身の問題ですね。医療保険ですと保険証を持って医者にかかればいいというふうに割と簡単なんですけれども、実際に受給する段階で、介護保険を扱うわけなので、その仕組みと、あとは保険料の引かれ方ですね。ここも複雑になっているということで、さらに表記内容を丁寧にしていただきたいということだと思います。

あとは質問があった時には気軽に対応できる相談体制ですね。そのところの充実というところがあるのではないかと思います。市役所の方でやるということと、プラスして、できれば地域包括など身近なところでも相談できるようにしていただければいいのかなと思います。それを説明文のところに「あなたはここに相談してください」という連絡先などちょっと大きめに書いていただくと市民の方は安心するのかなと思います。あと監査の方はいかがでしょうか。

事務局 風水害の指導の件についてお答えいたします。昨年度までは私どもが、群馬県の実

施する指導監督の方に同行し立会いをしてまいりました。最近の災害等の影響で群馬県では指導に取り組んでいるなという印象が強いです。委員ご指摘の地域に合った避難訓練についてですが、私も地域に合った災害の対策ということで取り組んでいただきたいと考えております。群馬県でも、訓練に取り組むということではなくて、突発的に起こるものと、最近ですと竜巻とか地域に関係なく発生するようなものもございますので、そういった時にどのように対処をするかということをもまずは計画として位置付け、それで訓練の必要性があればその訓練を実施してもらうというような指導だったというふうに認識しております。今後、指導監査課という部署が担当しますが、地域に合った指導に取り組むよう伝えていきたいと考えております。

議長 よろしいでしょうか。監査については、これから市で行うことで、避難訓練ということも含めて対応することですけれども、ただ災害の問題は今回の震災でいろんな教訓を得たと思っております。特別養護老人ホームを始め、避難訓練、地域の方の協力を得て行うということではできていると思いますが、実際にどこに逃げていけばいいのか、逃げた先の避難所が果たして介護を要する方を受け入れるだけの設備になっているのか、運営ができていいのかということも、新たな課題として今回の地震を教訓に出ているかというふうに思います。

ですから、今の指導監査とは別に災害対応というのはこれから考えていかなければいけないと思いますし、計画の中で大きく取り上げていかなければならない課題だなというふうには痛切しております。これについては、また委員の皆様と議論していきたいと思っております。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。先ほどの質問については事務局どうでしょうか。お願いいたします。

事務局 敬老祝金と敬祝訪問についてお答えいたします。敬老祝金は現在80歳以上の方に5歳刻みで80、85、90、95、100歳以上ということで祝金を出させていただいています。敬祝訪問については100歳以上の方全員の方に訪問をさせてお祝い状を届けさせていただいています。今後こちらで少し検討したいということは、現在、平均寿命が男性の方で79歳、女性は86歳で、平均寿命が約80歳になっているということで、対象者の数も毎年大幅に増えている状況です。80歳については、お祝い金からは除けるのかなということを検討し始めております。ただ、そうすると、どうしても不公平感が出てきてしまい、「来年もらえると思っていたのに」とか、そういう問題がございますので、周知方法や実際にどのようなプロセスで見直しを行っていくかということも今後検討していきたいと思っております。

もう一点、長寿センターの件ですが、現状のものは維持をさせていただいて、プラス介護予防の拠点として何かできないかということを考えております。介護予防担当では、介護予防サポーターというボランティアを養成しております。そういった方たちにそこを拠点として介護予防の体操などを行っていただくような拠点施設にできればと考えております。以上です。よろしくお願いたします。

議長 実際に80歳以上の対象者はどの程度いらっしゃって、総支給額はどのくらいになっているのでしょうか。

事務局 平成22年度の実績で80歳の対象の方が2719名で、おひとり6,000円ですので、1,631万4千円になります。85歳の方が1901名で1,901万円。90歳が879名で1,318万5千円。95歳の方が296名で888万円、100歳

以上の方が167名で1,336万円。合計5,962名で7,074万9千円になります。

議長 ありがとうございます。約7,000万円ということですね。

委員A わかりました。あと長寿センターの件でもう少しつっこんでお聴きしたのですが。

議長 長寿センターの件ですね。はい。追加です。お願いします。

委員A 長寿センターの件については現状維持とのことですが、我々利用する側からすれば、現状維持では利用者が増えなのではないかと思えます。なぜかという、予算的にもあるかもわかりませんが、今、中心になっているのはお風呂の入浴です。それから踊り、一番利用されているのはカラオケの舞台を使ってカラオケをみんなで歌うというようなことです。佐野の場合は通信カラオケが入っていて、いつでも新しい曲がある。だから一番利用率が多いというようなことを聞いています。それから通信カラオケがない館は、ほとんどカラオケのテープが昔の古い歌ばかりで、もう少し予算化して充実してもらえばと思います。それから、高浜においては、1曲につき100円取られてしまう状況です。高崎市で同じような取扱いをしていただかないと、利用者としても戸惑うんじゃないかというように感じます。だから、カラオケをまず充実していただきたい。カラオケ教室が各館にあります、その教室の方々が新しい歌を歌うためテープは自分達で調達して、買って練習している状況です。

私はA地区で、A長寿センターを利用しておりますけれど、A長寿センターは館長によって充実している時としていない時があるので、積極的な館長を選んでいただきたいと思えます。例をとれば、前館長はものすごくやる気だった。テープも私に聞いて、新しいものをどんどん入れていただきました。そしたら去年と一昨年をその前と比較すると、利用人数が倍ぐらの違いがありました。それから、長寿センターの売店の件ですけれども、売店は長寿会が出させていただいています。皆さんご存じかどうかかわかりませんが、売店は実際赤字です。どうやったら売店が黒字になるか。儲けなくてもいいのです。どのようにしたら黒字になるのか、一生懸命長寿会で検討しているのですが、原因は外からの持込みの多さです。だから館内の売店が売れないと分析しています。もちろん、売店の値段が高いせいもありますけど、群馬町の売店は赤字で月の人件費が20万から30万で毎月赤字になっています。それを長寿会の会費で補填していたのですが、これ以上はできないということで売店はお返ししました。

です、長寿センターの運営委員会で、今までこれらについてどのような検討されてきたのか知りませんが、センターによって非常に差がありますので、平均的に設備等を揃えていただければありがたいと思ってます。以上です。

議長 ありがとうございます。長寿センターの在り方についても、今後検討していかなければいけない視点だと思います。やはり高齢者の生きがい、あるいは、もしかしたら孤立の予防とか介護の予防という点でも非常に重要な役割を負っている拠点だというふうに思いますが、運営方法について若干課題があるようですので、こちらについては計画を策定する中でもう少し議論をしていければと思います。

一律に市役所が全部お金を投入して制御するという方法にするのか、あるいは地域でこう活用できるように工夫をしていく点はまだあるのかとか。民間財源の使用方法なども含めて多方面から検討が必要なのかなというふうに思えます。

先ほど、介護予防の拠点にということもありましたので、介護予防の拠点になりますと、じゃあ、どういう設備が必要なのか、どういう人材がそこ配置されるのか、どんな運営にするのかということも大きく関係してくると思いますので、その点も踏まえてこれから議論していけばというふうに思います。ありがとうございました。

委員C ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

委員C 長寿センターを利用する人、全く利用していない人の落差が非常に大きいようですけれども、該当高齢者の中で、使用頻度は別として、全く長寿センターとは無縁で利用していない人、それからよく利用している人、その割合はどのくらいですか。

議長 その部分はちょっと難しいのだと思います。個別にセンターごとにどういう方が利用されているかということは、現状把握する必要がありますね。それでやっぱり使えていない方、あるいはどうして使わないのか、使えないのかですね、そのへんはきちんと把握する必要があるというふうに私も思います。

委員C 使いたくないというか、使えないというか、長寿センターを全く利用していない、遠ざかっていて無縁の人達の内情を把握した上で、公共のお金を使うわけですから、そういう観点も重んじていく必要があると思います。

議長 ありがとうございます。地域にあるといっても、そこになかなか行けない方、物理的に難しいのか、あるいは精神的に行きたくないという気持ちもあるのか、利用しやすいような環境をどうつくるかということも含めて、検討が必要じゃないかと思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

事務局 あとでまたお話させていただこうとは思いますが、2月に実施しました高齢者生活実態調査にも、長寿センター等を利用するとかしないとかという項目がありまして、そちらの方の回答状況も見ていきたいと思います。

議長 そうですね。調査の方である程度圏域ごとに利用の傾向がわかるかな、というふうな思いますね。ありがとうございました。いかがでしょうか。介護保険の制度あるいは地域包括支援センターとか介護サービス、様々なところについても事業評価ごさいますけれども、他にご質問等ございませんでしょうか。

委員B この事業は何百項目とございますね。このうち介護保険から支払われているお金というのはどれが一番多いのですか。

事務局 はい、そうしましたら、1番、これはほぼ介護保険特別会計です。2番になりますとこれは一般会計です。3番・4番は特別会計ですね。5番から8番まで一般会計です。

議長 1番の介護保険事業の充実と適正な運営の中の、サービスに関わる部分を中心にし

て介護保険の特別会計として保険料、税金等を投入した特別会計で運用しているという部分、それから、他は一般会計でまあ長寿社会課が扱っている部分とそれから他課が扱っているという部分という部分があるという説明でしょうかね。例えば、2番の在宅生活の充実と生きがいというところの④番、認知症高齢者対策推進というこのあたりは一般会計ですか。特別会計でしょうか。

事務局 特別会計です。

議長 特別会計といいますと、介護保険で対応しているということですね。

事務局 はい。あと①の介護予防の推進も介護保険の特別会計です。

議長 財源的にはサービスに係る部分が主に介護保険特別会計というところになると思います。あとは地域包括も特別会計ですよ。このへんの会計、財源の問題も含めて本当に議論をしていかなければいけない部分だとは思っています。おそらくサービスが増えますと保険料が上がる、保険料が上がるとどうしても年金で暮らしている方々のまあ生活費も圧迫するというところで、極端なことを言いますと生活保護の方が増えるということなんかもあるかもしれないですよ。そうすると市役所全体の財政の中でどうみていくかという視点も大事になっているんじゃないかというふうに思います。

委員D 榛名地域では、100歳の方は100万円のお祝い金いただいていたことがありました。その後、群馬県でも100歳以上がもう500人くらいになっていると思います。やっぱり時代とともに変わっていくので、これは是非見直した方がいいんだと思います。例えば、介護保険を使わない方に限ってお祝いするとかいろいろな施策があると思います。ですから、そこをみなさんと知恵を出し合って考えていただきたい。介護保険でお世話になっているというやっぱり感謝の気持ちもあると思いますよね。以上です。

議長 ありがとうございます。議論の中で検討していけばというふうに思います。100万円ですね。今は、子供が生まれると手当てを出すところもあります。時代を反映した適切なお祝い金、あるいは、訪問の方法ということになるろうかと思えます。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員F 事業評価シート2-6-6というところで、高齢者ふれあいの家事業について、2年度は実績が入っていません。

事務局 無いのでなくて、抜けておりました。申し訳ございません。

委員F どこに委託していて、どのような内容を行っていますか。

事務局 現在、3箇所のNPO法人さんに委託し、閉じこもりがちの方ですとかそういう方を、1戸建ての一室ですとか、それ専用に家を作っているところもありますけれども、お年寄りに来ていただいて、ボランティアさんを中心にレクリエーションを行っております。お年寄りが家に閉じこもらないように、ゲームをしたりカラオケを歌ったりというような事業を行っています。場所は倉賀野・矢中・総合福祉センターの3カ

所で実施しています。毎日実施しているところもあれば、週3日実施しているところなどがございます。

委員C もっと行政が関わって時間預託制度のようなもので合理的なシステムにして、介護の給付を少なくする。例えば1時間奉仕したら、それがあとで自分に返ってくるというような、介護を受ける時になって、介護しておいた分が、時間預託してたのが返ってくるとような合理的なシステムを構築していかない限り、介護保険制度はパンクしてしまう気がします。

議長 ありがとうございます。今のご提案は新しい施策に入れるかどうかというところで議論のこれから必要なところだというふうに思います。あとは今のふれあいの家に関して言いますと、地域ではサロン活動ですとか、あるいは公的財源が入って活動するところもありますし、様々な社会資源があると思います。

そうした場合に、これからの高崎市全域を見渡した時に、どういう資源配分や設置が必要なのかなというところを含め全体の中で考えてく必要があると思います。その運営方法もNPO法人に委託する、あるいはボランティアがする、あるいはちょっと公的財源を入れて、コーディネーターの方を置くとか、いろんな方法があると思いますので、計画づくりの中でご検討いただける部分かなと思います。

もう1点の、委員からの時間預託などの方法によって将来介護が必要になった時にはそれを有効に利用できる。それによって保険料が下がればなんてお話もありましたけど、これについても議論を進めていければというふうに思います。ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。

委員D 介護保険事業に従事する人材の確保というところですが、かなり深刻だと思います。介護保険始まってもうこれだけ経過すると、建物はほんとに充実してきたと思います。ただ、そこで働いているケアワーカーの質を考えますと、建物に対して差があるのではないのでしょうか。そこでどうしても専門性を持ったケアワーカーを育てる施策というものを是非考えていただきたいと考えています。

事業所によってまちまちで、長く勤めていて人材がそろっているところは、それなりの報酬が支給されていると思うのです。年がら年中、人の出入りが多いところはたくさんありますが、1年間に4人も管理者が替わったということも実際にあるわけですから、指導監督をきちんとしていただきたいなと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。人材養成という部分は今までは群馬県庁に頼っていた部分が多分にあったと思いますけれども、中核市に移行して、監査も高崎市の役割ということになりますので、職員の養成研修というところももしかしたら、高崎市役所の大きな仕事になってくるかなというふうに思います。処遇面での改善ができるかどうかということは、人材の質の問題とあとは財源の問題でもありますので、併せて議論が必要だと思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

もしなければ今のご意見も踏まえて、あとはこれから計画作りの中で各論に入っていきますので、その時にもみなさんから細かな意見も出していただければと思います。とりあえず今回の事業評価ということで事務局からのご説明と、それから皆様方からの質疑ということで、ありますので、このへんでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

議事2 介護保険運営協議会での検討課題について（資料3）

議長 それでは議題の（2）ですね。介護運営協議会での検討課題について、こちら資料3ということですが、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

—事務局より説明（資料3参照）

議長 ありがとうございます。介護保険事業計画、高齢者福祉計画について、これらの策定をこれからしていくということでもありますけれども、大まかな総括表を資料3で出させていただいたところなんです。大枠、縦の列になっているところが今までの事業計画体系の4つの柱、そして新しい第5期の介護保険事業計画、そして高齢者福祉計画をつくる時の視点として、横軸の方で5つの視点がございますけれども、こちらのほうが出ているということで、これをクロスさせた表を作って課題を浮き彫りにしたところなんです。

当然、ここに書かれていることは大きな課題ということで議論していく必要がありますし、また書かれていないところでも、今日の議論の中で出てきた部分ですとか、そういったものも含めて部会を設置して、ここで集中的に審議していきたいということでもあります。部会としましては、今ご説明いただいたように追加資料で2つの部会でございます。この部会については前回の計画づくりの時にも同じ手法だったということですので、ここをある意味、ちょっと踏襲しながら、新しい要素も加えてということなんです。単純に今までの発想でうまくこの2つの部会で全部整理して議論できるかということ是非常に難しいところですので、オーバーラップしながら同じ課題を2つで検討するというのもあってもいいのかなということも含め、委員さんを2つに分かれて議論いただきたいという点でございます。

なお、一応、全員の委員さんが分かれて入っていらっしゃると思いますので、私はこちらの方の部会がいいとか、逆がいいとか、そういうご意見があればいただきたいという点と、全体の最初にお示しした資料3、全体の構成について、ご意見等いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

委員G 今の課題の発言がありましたけれども、来年度は介護保険の報酬が改定になります。同時に医療保険の改定もあるわけです。そこの最大のテーマとされているのが介護と医療の連携です。運営協議会も医師が4人から5人は参加していると思いますが、医療との連携に一行の連携の項目も無いというのはいかにも寂しいことで、やはり介護と医療というのは全く切り離せないことですので、これは私達の責任もあるかもしれませんけれども、是非、ここにしっかりと書いていただいて、第5期計画には、医療との連携というものをひとつのテーマにしていければいいと思います。

議長 ありがとうございます。医療との連携を今まで言われていた中でもこれからさらに進めなければいけないということで、特に、昨年、一昨年とやってきました認知症のやさしい町づくり推進連絡協議会、こちらは医療の連携を随分進めてこられたというふうに思っております。そういった成果も踏まえて認知症の問題が、ある程度安心して暮らせるようになるということは、他の介護予防、いろんな点にも関わってくるのではないかとということも踏まえて、医療との連携をこれからさらに進めていくような議論ができればと思っております。ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員D 確かに医療と連携について、私はケアマネジメントをさせていただいていますが、先生のご意見を伺いたいと思って紹介を出しますと、書いてくださる先生とそうでない先生がいらっしゃいます。そういうところを強くは言えないのですが、医師会としてももうちょっと歩みよっていただきたいと感じるところもあります。

たとえば、例えば意見書を見ますと、栄養不良なんて書いてあるから、どのようにしたらいいかとか、例えばエンシュアみたいなそういうもの出してもらえるかとか紹介状を出すのですが、うちはそういうものやっていません、というふうな回答で、何も書いてこないことがあるのが実情です。

委員H よくわかりますけれども、だんだんよくなっていると思います。医師が背を向けているというようなことは全く無いのですが、ひとつは生活モデルの視点がなかなか医師につかまえにくいということがあるということと、もうひとつは、先ほどの例えばエンシュアというような話になりますと、保険上の制約と言うのがありまして、栄養が悪いからすぐエンシュアをあげるというようなことをしますと自分の持ち出しになってしまうという恐れが非常にあります。だから例えば飲み込めないとか、嚥下障害というようなものが現実でありまして、管が入っているとかがあるとかでいうことであればそれはとるんですけど、これまた監査でひっかかったりしますので、やっぱり関わりたくないという複雑な思いがあろうかと思えます。

委員G 高崎市ではもう6回か7回ですか。高崎市医師会とケアマネージャーとの懇親会っていうのをもう毎年行っています。今、H委員がおっしゃったように、確かに問題点はいろいろあるかも知れませんが、少しずつよくなってきているというふうに感触としてはあるのです。皆さん方、どういうふうに考えているか。だからこそこに挙げていただいて、こういうテーマをもっとこうアピールして、もっと一体化したケアや、サービスが提供できるようなシステムにしたいと思えます。

委員D もうひとつあるのですが、退院から在宅に移る場合に、とてもよくケアカンファレンスしてくださる病院もあるわけですね。お医者さんも看護婦長も。そうOT・PTという方も参加して下さって、きめ細かなカンファレンスして下さる施設もあるのですが、そういうことやっていませんという病院もあります。

議長 このへんも議論が必要ですがけれども、何か補足ありますか。はい。お願いいたします。

委員H 確かにおっしゃるとおりで、始めはそういうもの医師の方も不慣れで、なかったと思いますけれども、私のところだけの例で申し訳ないのですが、私どものところは、4、5年前からそのような介護計画というか、全職種が集まって、多い時は週2回、必ず週1回は1時間くらい慣例的にやっております。それから、私の知っている範囲でも各病院が地域連携室というような名前のところが中心になっていると思いますが、介護サービスの計画も立てていると思います。だから、先ほどもおっしゃったように刺激していただいて、こういうものを早く構築していただけるとありがたいと思います。認識としては次第に浸透してきていると思っております。

議長 ありがとうございます。これからおそらく病院を出られて在宅療養者が増えてくることが大いに予想されます。この間も10年くらいになるのでしょうか、

診療報酬の中で社会福祉士等が退院計画を作った場合には診療報酬になると、こういうことになっていて、今、地域連携室とお話ありあましたけれども、医療ソーシャルワーカーがだいぶ増えてまいりました。そういう意味では住宅の問題と介護サービスや看護サービスを自宅で利用しながらどう住まっていくのかと、こういう課題がおそらく出てくるのだと思います。その安心が確保されるということが介護の重度化にならなかつたり、生活のしやすさというところになってくると、まさに医療との連携の中で、介護を続けながらもしっかり長寿を全うできる部分にもなってくるのかなというふうに思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

委員H 先ほど、入院して退院する時にサポートがないと、だからそういうことができるかできないかというようなものを医療施設に問い合わせれば、そういうのがどのくらいの率だとかっていうことはすぐ調査できると思います。

議長 そうですね。その部分が医師会との連携で、これから増えていくということですが、すけれども、計画の中で病院と診療所、そして介護事業所とですね、できればその両者を支えるインフォーマルな社会資源もたくさんございますので、そういったものも連携できるようなしくみがあるといいなというふうに思っております。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

私の方から2点ございます。1つは、やはり介護保険事業計画、高齢者福祉計画をつくる際には、地域福祉計画との関わりがとても大事になってくるということですが。介護保険法においても、介護保険事業計画を策定する際には、もちろん高齢者福祉計画と一体的につくるということですが、地域福祉計画を策定している場合にはこれと調和を保たなければいけないという項目がございます。したがって、高崎市は地域福祉計画を策定しておりますので、この内容とやはり連動させていくことも大事だと思います。

具体的には、今回出ました新しい視点である、生活支援サービス、あるいは住まいというところにも関わってくると思いますけれども、この視点の中で、地域で助け合いをどういうふうにしていくのかですね。先ほどのゴミ出しの問題も含め、ちょっとした家の中でのトラブルなど、どう対応するのかという時に、専門職、専門スタッフが必要な場合もございますけれども、地域の住民で助け合える部分がたくさんあると思います。それから今、前橋のということで出ましたけれども、市役所で知恵を出してごみ収集車などに力を貸すということもできると思いますし、またシルバー人材センターも今、会員同士で助け合いということで、若干の費用は払いますけれども、こういうシステムもできているということですから、それから高崎市の社会福祉協議会が実施している助け合いの会などもございます。様々な資源がありますので、こういったものもどう有効的に活用していくのかという視点、ここも併せて考えていければというふうに思います。

もう1点はですね、先ほどのボランティアをすると保険料を安くしてもらるとか、そういうここにある介護ボランティアポイント制度というのが中段、予防推進課題の左に書いてございますけれども、ここについての議論もきちんとしていく必要があると思います。ただボランティア活動ということになりますと、どの程度活動すればそのポイントになるのか、今度はその活動の評価をしなければいけないということにもなってくると思います。また、その評価は誰がするのかと、市役所の職員なのか、地域包括の職員なのか、あるいは区長さんや民生委員さんなのか、そのところの評価のしくみをきちんと作っていかないと将来の保険料に関わるようなボ

イント制度っていうのはなかなか難しいだろうと思っております。活動している人自体は、それ自体が介護予防にもなるということにもなりますので、検討は必要だなというふうに思っております。他にはいかがでしょうか。

委員 I この追加資料の名簿の分かれ方については議長がおっしゃったようにクロスしても、当然介護保険運営協議会の委員として行ったり来たりすることは可能だということなのかどうかということをお伺いしたいということと、それが1点です。

それからもうひとつは、方向性としてはわかりやすく言えば、高崎市の場合は日常生活圏域ごとに、高齢者になっても安心した住まい作りを地域でやっていくという方向性だということを確認いたしますと、その中にどうしても介護保険だけで網羅できるサービス、それだけでそれらが実現できるかということとそうではないわけですから、インフォーマルなサービスが当然必要になってくるということだと思えます。そこと介護保険事業、フォーマルとインフォーマルを誰が繋ぐのかというふうなものがあると思いますが、高崎市の方ではそれはまさに地域包括支援センターが主になると思います。ただし、今の地域包括支援センターの数で実際果たして機能できるかということ、全くそれは足りないと思います。それを補完する意味で在支があります。ところが、在支と包括との連携が今のままでいいのか。在支の今の役割はどうなのか。これらのことが、介護保険事業計画の一番のキーポイントになると思います。

施策の中に地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携っていうのが書いてありますけれども、包括がメインになるようになっていかないと動いていけないのではないかとこのように、そうでなければ、人的なマンパワーとしてコーディネーターを市の方から派遣して、日常生活圏域ごとに配置するのか、そのへんがちょっと見えないですね。

議長 ありがとうございます。1点は部会の持ち方についてですけれども、一応、今、分けさせていただいたように（ア）の在宅生活支援部会の方は12名、そして（イ）の地域包括ケアの方は11名ということでございます。このメンバーでとりあえず行うわけですけれども、途中でどんな議論をしていたかということもすり合わせる必要があるのかなと思っております。委員さんがいろんなところに出て行くというよりは、そのすり合わせしていく場所を作っていくということの方が適切なのかなというふうに思います。重複して議論するところがあると思いますので、重複しているところは、次回は在宅の方でお願いしますとかですね。少し途中で整理しながらやるということが大事かなというふうに思います。

それから2点目、日常生活圏域での地域包括の役割ということですが、ここは大いに議論が必要だというふうに私も感じております。ここで試案を出すわけにはいきませんが、日常生活圏域で会議が開かれます。これらの地域のニーズに即してどう介護支援、介護予防ということを進めていくかということは地域包括の大きな役割になってくるわけですので、高崎市役所旧市の中の管内3つでいいのか、こういう議論もたぶん出てくるのかなと思っております。そのへんも含め、フォーマル、インフォーマルのコーディネートの方、ソーシャルワークの方法、マネジメントの方法等、まだまだ未開発の部分があるのかなというところも踏まえてそこを計画化していくということもこの今年度の大きな課題ではないかと認識はしております。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。それでは部会についてはこのような形で。それから部

会長ですけれども、ここに（ア）の在宅生活の方は追加資料の方ですね、名簿の方ですけれども、（ア）の在宅生活の方は私になっていて、（イ）の地域包括ケアの方は井上副会長さんが部会長ということになっておりますけれども、こちらについては、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。メンバーについては、以上のようなことにさせていただきますが、地域密着型サービス運営委員会の方と、地域包括支援センターの運営協議会の委員の名簿ございまして、今回の部会に入らせていただく方ということで入っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう場合には適宜、委員としてこの部会に入らせていただくことができるということで、理解してもよろしいでしょうか。あと場合によっては外部の方にも入らせていただく場面があるかもしれないということで、そのへんは事務局と私どもの方で調整させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、計画づくりについてはそのような部会を設置して進めていただいきたいということをお願いしたいと思います。実際のスケジュールとしましてはこの会議で方向性を出すのはいつ頃までということになりましょうか。

事務局 はい。前回の第1回の時にもスケジュール案ということで、お示しさせていただいたのですが、方向性は8月末までに出すということをお願いしたいと思います。

議事3 日常生活圏域別課題検討会議の開催について（資料4）

—事務局より説明（資料4参照）

議長 ありがとうございました。スケジュールについてのご説明いただきました。部会については8月末を目途に方向性を出すという中で、今の日常生活圏域別の課題検討会議、これを6月8日から24日まで開催するというところでございます。

また、本来ですとその前に高齢者実態調査の日常生活圏域別の課題があがっていて、それを基に地域で検討できればということだったのですが、そこが難しいということで、平行作業ということになろうと思います。したがって、その会議での結果、および集計の状況等を部会の方で改めて検討するということにならざるを得ないと思います。それを踏まえて6月の下旬から順次部会を開いて課題を検討していきたいというスケジュールでございます。また、委員の皆さんのところで、もしご都合がつけばこの会議にオブザーバーとして出席していただくことも可能と思います。

最後、議題の（4）ですけれども皆さんの方から、あるいは事務局からご質問でしょうか。特に無ければ、これで今日の議題は終わりにしたいと思います。

本日は長時間ありがとうございました。